

※以降は、明細書の説明となります。

内訳明示する労務費・必要経費等の算出方法

材料費の算出方法(1/2)

①から順に入力・確認ください。

※各作業（工事）毎に分けて記載することができます。

※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考) その他の費用

① 作業（工事）
名称を記載

② 仕様（工程）
を記載

③ 材料費と記載

④ 費目を記載

⑤ ④の必要数量を入力

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書
材料費・労務費の明細書

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考	
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711	※歩掛について特記事項がある場合などに記入	
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540		
		材料費	桧木	1.00			m2	1,200	1,200		
		材料費	P3>	1.00			m2	500	500		
			...								
		労務費	型枠工	0.1321			人・日/m2	31,700	4,190		
		労務費	解体工	0.0518			m2/人・日	76			
YY作業	例) XX工程2			940			m2	8,080	7,595,111		
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000		
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700		

記載不要

材料費の算出方法(2/2)

①から順に入力・確認ください。

※各作業（工事）毎に分けて記載することができます。

※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

⑥ 費目に応じた単位を記載

⑦ 単価（単位数量当たりの費用）を入力

⑧ 数量(⑤)×単価(⑦)で自動計算される

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書
材料費・労務費の明細書

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711	※歩掛について特記事項がある場合などに記入
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	桧木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	P3>	1.00			m2	500	500	
			...							
		労務費	型枠工	0.13217			人・日/m2	31,700	4,190	
		労務費	解体工	0.05187			人・日/m2	26,800	1,390	
							m2/人・日			
YY作業	例) XX工程2			940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	

記載不要

※シート右下の材料費（合計）欄に合計額が表示されます。

						7.6	m2/人・日			
		労務費	bb工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	
						19.3	m2/人・日			
〇〇資材		材料費		940.00			m2	3,000	2,820,000	

材料費(合計) : 10,142,600
労務費(合計) : 15,735,332

労務費の算出方法（1/3）

①から順に入力・確認ください。

※各作業（工事）毎に分けて記載することができます。

※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考) その他の費用

① 作業（工事）
名称を記載

② 仕様（工程）
を記載

③ 労務費と記載
①②の内訳として記載する場合は「名称」「仕様」欄を空白にすることで文字色が灰色となる

④ 職種を記載

見積書合計金額（税抜）(A)のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書
材料費・労務費の明細書

名称	仕様	項目	職種・費用	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711	
		材料費	金版	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	桧木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	P3>	1.00			m2	500	500	
			...							
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	
						19.3	m2/人・日			
YY作業	例) XX工程2			940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	

※歩掛について特記事項がある場合などに記入

労務費の算出方法（2/3）

①から順に入力・確認ください。

※各作業（工事）毎に分けて記載することができます。

※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

（参考）その他の費目

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書
材料費・労務費の明細書

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711	※歩掛について特記事項がある場合などに記入
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	桧木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	P3J	1.00			m2	500	500	
			...							
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217	7.6	人・日/m2	31,700	4,190	
		労務費	解体工	0.05187	0.05187	19.3	m2/人・日	26,800	1,390	
YY作業	例) XX工程2			940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	

⑥-1

単位施工量当たりの歩掛を入力

「労務費に関する基準」を参考として、作業内容・現場条件を踏まえ、自社の施工能力を勘案した歩掛を記入する

※日数と労務単価のみが見積に影響する場合（交通誘導警備等）は、数量欄へ日数を、歩掛欄へ1を記入

⑥-2（自由記載）

人日当たりの歩掛を入力

「業界・工種により歩掛(数量/人・日)の形で表示したい場合は記入

⑦ 適切な単位を記載（m、m3、t、個、箇所、組など）

労務費の算出方法 (3/3)

①から順に入力・確認ください。

※各作業（工事）毎に分けて記載することができます。

※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考) その他の費目

見積書合計金額（税抜）(A)のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書
材料費・労務費の明細書

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711	
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	桧木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	P3>	1.00			m2	500	500	
			...							
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390	
						7.6	m2/人・日			
						19.3	m2/人・日			
YY作業	例) XX工程2			940			m2	8,000	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	

※歩掛について特記事項がある場合などに記入

⑧ 労務単価を入力

「労務費に関する基準」を参考として、
作業内容・現場条件を踏まえ、自社の施工能力を勘案した歩掛を記入する

⑨ 数量(⑤)×単価(⑦)で自動計算される

⑩ 現場の状況が特殊で標準的な条件等における歩掛ではない歩掛を用いる必要がある場合の理由や根拠など、特記事項があれば記載してください

法定福利費の算出方法

①より順に入力・確認ください。

※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

法定福利費の明細書

法定福利費（現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額）

名称	労務費		料率	金額
	円			円（税抜）
雇用保険料	15,735,332	1.100%	1.100%	173,089
健康保険料		4.955%	4.955%	779,686
介護保険料		0.795%	0.795%	125,096
厚生年金保険料		9.150%	9.150%	1,439,783
子ども・子育て拠出金		0.360%	0.360%	56,647
合計				2,574,300

建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金）

単価	充当日数	金額
円/日	人・日	円（税抜）
320	519	166,080
<input type="checkbox"/> 元請等が証紙等購入		
合計		166,080

① 雇用保険の保険料率を記載

雇用保険料率は、事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められていますので、その中の『建設の事業』の保険料を参考にしてください。保険料率は、厚生労働省のウェブサイトから入手することが可能です。

■ 雇用保険料について（厚労省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

（参考）その他の費目

法定福利費の算出方法

①より順に入力・確認ください。

※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

法定福利費の明細書

法定福利費（現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額）

名称	労務費	料率	金額
	円	%	円（税抜）
雇用保険料		1.100%	173,089
健康保険料		4.955%	779,686
介護保険料	15,735,332	0.795%	125,096
厚生年金保険料		9.150%	1,439,783
子ども・子育て拠出金		0.360%	56,647
合計			2,574,300

建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金）

単価	充当日数	金額	
円/日	人・日	円（税抜）	
320	519	166,080	
合計			166,080

元請等が証紙等購入

② 健康保険・介護保険の保険料率を記載

健康保険及び介護保険の保険料率は、各社で加入している協会けんぽ（全国健康保険協会）や健康保険組合の保険料率を用います。（協会けんぽの健康保険の保険料率は、都道府県単位で定められています。）また、協会けんぽの介護保険の保険料率は、全国一律となっていますが、介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方のみですので、保険料率算定に当たっては、これを考慮する必要があります。しかし、実際には見積段階で介護保険の対象となる40歳以上の現場労働者の割合を工事ごとに把握することは困難ですので、見積段階では、全ての現場作業員の方の加入を前提として介護保険に加入するための費用を内訳明示の対象としてください。

■健康保険及び介護保険の保険料について（協会けんぽHP）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/>

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

（参考）その他の費目

法定福利費の算出方法

①より順に入力・確認ください。

※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

法定福利費の明細書

法定福利費（現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額）

名称	労務費	料率	金額
	円	%	円（税抜）
雇用保険料		1.100%	173,089
健康保険料		4.955%	779,686
介護保険料	15,735,332	0.795%	125,096
厚生年金保険料		9.150%	1,439,783
子ども・子育て拠出金		0.360%	56,647
合計			2,574,300

建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金）

単価	充当日数	金額
円/日	人・日	円（税抜）
320	519	166,080
		合計 166,080

元請等が証紙等購入

③ 厚生年金保険、子ども・子育て拠出金の保険料率を記載

厚生年金保険の保険料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されている保険料額表を参照することにより入手できます。（厚生年金基金に加入している場合には、当該厚生年金基金から保険料率を入手する必要があります。）

また、子ども・子育て拠出金の料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されているものを用いてください。

- 厚生年金保険料について（日本年金機構HP）
<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/ryogaku/ryogakuhyo/index.html>

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

（参考）その他の費目

法定福利費の算出方法

①より順に入力・確認ください。

※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

法定福利費の明細書

法定福利費（現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額）

名称	労務費	料率	金額
	円	%	円（税抜）
雇用保険料	15,735,332	1.100%	173,089
健康保険料		4.955%	779,686
介護保険料		0.795%	125,096
厚生年金保険料		9.150%	1,439,783
子ども・子育て拠出金		0.360%	56,647
合計			2,574,300

建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金）

単価	充当日数	金額	
円/日	人・日	円（税抜）	
320	519	166,080	
合計			166,080

元請等が証紙等購入

④ **金額**
 労務費×料率(①～③)で自動計算される

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考) その他の費目

健康保険等の適用除外者の取扱い

雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険については、事業主の雇用人数や技能者の年齢等の事情によっては、法令上加入義務の対象とならない技能者も存在し、一人親方など、これらの保険に加入していない技能者（いわゆる『適用除外』の技能者）が建設工事に従事することもあり得ます。

このような適用除外の技能者については、法定福利費の事業主負担額が発生しないこととなりますので、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。

ただし実際には、見積段階で各保険の事業主負担の発生しない現場作業員の方を把握することは実務上難しいと考えられますので、見積段階では、当該工事に従事する全ての現場作業員の方がこれらの保険に加入していることを前提として法定福利費の事業主負担額を内訳明示の対象としてください。

その後、元請負人（直近上位の注文者）と協議を行い、最終的な金額を決定してください。

建退共掛金の算出方法

労務費の内訳シートを入力すると**自動計算されます**ので確認ください。
元請等の上位の請負者が証紙又はポイントを一括購入している場合は、チェックボックスにチェックを入れてください。

材料費

労務費

法定福利費

安全衛生経費

建退共掛金

(参考) その他の費用

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、
建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

法定福利費の明細書

法定福利費 (現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額)

名称	労務費		料率	金額 円(税抜)
	円	%		
雇用保険料	15,735,332		1.100%	173,089
健康保険料			4.955%	779,686
介護保険料			0.795%	125,096
厚生年金保険料			9.150%	1,439,783
子ども・子育て拠出金			0.368%	56,647
合計				2,574,300

建退共掛金 (建設業退職金共済制度の掛金)

単価	充当日数	金額
円/日	人・日	円(税抜)
320	519	166,080
<input type="checkbox"/> 元請等が証紙等購入		合計 166,080

① 充当日数は労務費シートから自動算出される

② 単価×充当日数で自動計算される

③ 元請等の上位の請負者が証紙又はポイントを一括購入している場合はチェックを入れる

チェックを入れると、鑑、明細書の金額欄に「0円(元請等が証紙等購入)」と表示される

建退共掛金の取扱い

国土交通省・厚生労働省においては、建設業退職金共済制度(建退共)の掛金について、公共工事・民間工事にかかわらず、元請事業者において、当該工事に従事する労働者分の掛金支払、退職金ポイント又は証紙交付事務を一括で受託することをお願いしています。また元請事業者は、自動計算された建退共掛金について、「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」について(令和3年3月30日雇均勤発0330第1号・国不建整第186号(改正令和7年1月31日雇均勤発0131第2号・国不建振第149号))「第3 元請事業主が講ずべき具体的措置」の4.(1)②、5.

(1)③及び6.を参考として確認いただき、購入すべき退職金ポイント・証紙の適切な見積をお願いいたします。元請又は上位の請負者が一括で掛金收受事務を行う場合には、下請は建退共掛金を見積もる必要はありません。

一方、受注者又は受注者の再下請負先が建退共加入事業者であって、元請又は上位の請負者が証紙又はポイントを一括購入しておらず、受注者が自ら掛金を支払う必要がある場合、受注者は、再下請先分を含め、建退共に加入している労働者の労働日数分を支払う掛金分を計上します。

【参考】建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等について

第3 元請事業主が講ずべき具体的措置

1. 建退共制度関係事務の受託等の推進

(前略) 元請事業主は、下請事業主の雇用する被共済者を含め、当該工事に従事する全ての被共済者に対して掛金が充当されるよう措置を講じ得る立場にある。こうした観点からは、元請事業主において、下請事業主による掛金納付を一括して代行し、対象労働者の就労実績に応じ、適正に掛金を充当することが合理的かつ効率的な事務処理であるのみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであり、以下を踏まえて適切に対応すべきこととする。(後略)

4. 公共工事における電子申請方式の運用

(1) 退職金ポイントの購入及び発注機関に対する掛金収納書の提出等

② 元請事業主は、購入すべき退職金ポイントを算定するため、下請事業主から提出される『建設業退職金共済制度加入労働者数報告書』を踏まえ、当該工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。なお、この報告書の様式例は機構が定めているものがあるので、参考とすること(建退共事務受託様式第6号参照)。また、これによることが困難な場合に、機構が定めた『掛金納付の考え方について』(別添6)を参考とするときは、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に、

$$\frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率 (\%)}}{70\%}$$

を乗じた値を参考とすべきことに留意すること。その際、できる限り、退職金ポイントの過剰な余りが生じないよう「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう努めること。

5. 公共工事における証紙貼付方式の運用

(1) 証紙の購入及び発注機関に対する掛金収納書の提出等

③ 元請事業主は、購入すべき証紙を算定するため、下請事業主から提出される『建設業退職金共済制度加入労働者数報告書』を踏まえ、当該工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。また、これによることが困難な場合に、機構が定めた『掛金納付の考え方について』を参考とするときは、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に

$$\frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率 (\%)}}{70\%}$$

を乗じた値を参考とすべきことに留意すること。その際、できる限り、証紙の過剰な余りが生じないよう「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう努めること。

6. 民間工事における運用

(前略) 元請事業主においては、民間工事の場合においても公共工事と同様に、建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に下請事業主に交付等を行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上にも資するものであるので、適切な運用に努めること。その場合の掛金納付及び充当に関する事務の取扱いについては、公共工事における運用に準ずるものとする。ただし、4. (1) ③、④、⑥及び(3) ①、②、④並びに5. (1) ④、⑤、⑦及び(3) ①、②、⑤は適用しない。(攻略)

(参考)行を挿入する方法

行数が不足する場合は、以下の手順で行の挿入をお願いします。

※ あらかじめ数式が入力されている表へ行を挿入する場合は、「数式を反映する方法 (P.32-33)」も必ず実施してください。

※ 表の最も下の行へは行を挿入しないでください。



② ホームを選択

① 挿入したい行を選択
表の最も下の行以外を選択

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
XX作業	例) XX工程1			940						
		材料費	合板	1.00			m2	9,820	9,230,711	
		材料費	桧木	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	PT	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	PT	1.00			m2	500	500	
		...								
		労務費	足付工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190	
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		7.6 m2/人・日	26,800	1,390	
						19.3	m2/人・日			
				940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	
		材料費	CCC	1.00			m2	800	800	

(参考)数式を反映する方法(1/2)

数式のコピーは、以下の手順 (①~④) でお願いします。

ファイル ホーム 挿入 描画 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 自動化 開発 ヘルプ Acrobat

Meiryo UI 8 標準 条件付き書式 テーブルとして書式設定 セルのスタイル

クリップボード フォント 配置 数値 スタイル

A12 fx

名称	仕様	項目	職種・費目	数量	歩掛(人・日/数量)	歩掛(数量/人・日)	単位	単価(円)	金額(円)
XX作業	例) XX工程1			940			m2	9,820	9,250,711
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540
		材料費	桧木	1.00			m2	1,200	1,200
		材料費	PT	1.00			m2	500	500
			...						
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190
		労務費				7.6	m2/人・日		
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390
						19.3	m2/人・日		
YY作業	例) XX工程2			940			m2	8,080	7,595,111
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700
		材料費	CCC	1.00			m2	800	800
			...						
		労務費	aa工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190
		労務費				7.6	m2/人・日		
		労務費	ab工	0.05187	0.05187		人・日/m2	26,800	1,390
						19.3	m2/人・日		
ZZ作業	例) XX工程3			940			m2	6,630	6,232,111
		材料費	DDD	1.00			m2	450	450
		材料費	EEE	1.00			m2	400	400
		材料費	FFF	1.00			m2	200	200
			...						
		労務費	ba工	0.13217	0.13217		人・日/m2	31,700	4,190

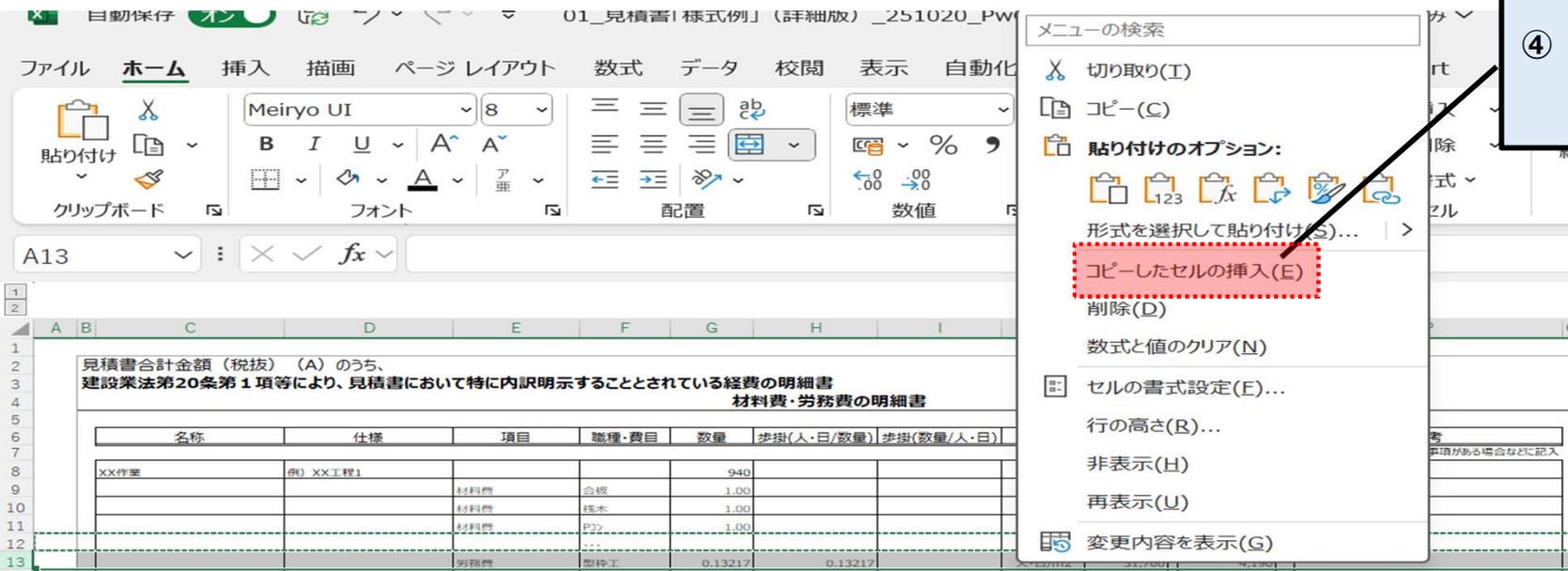
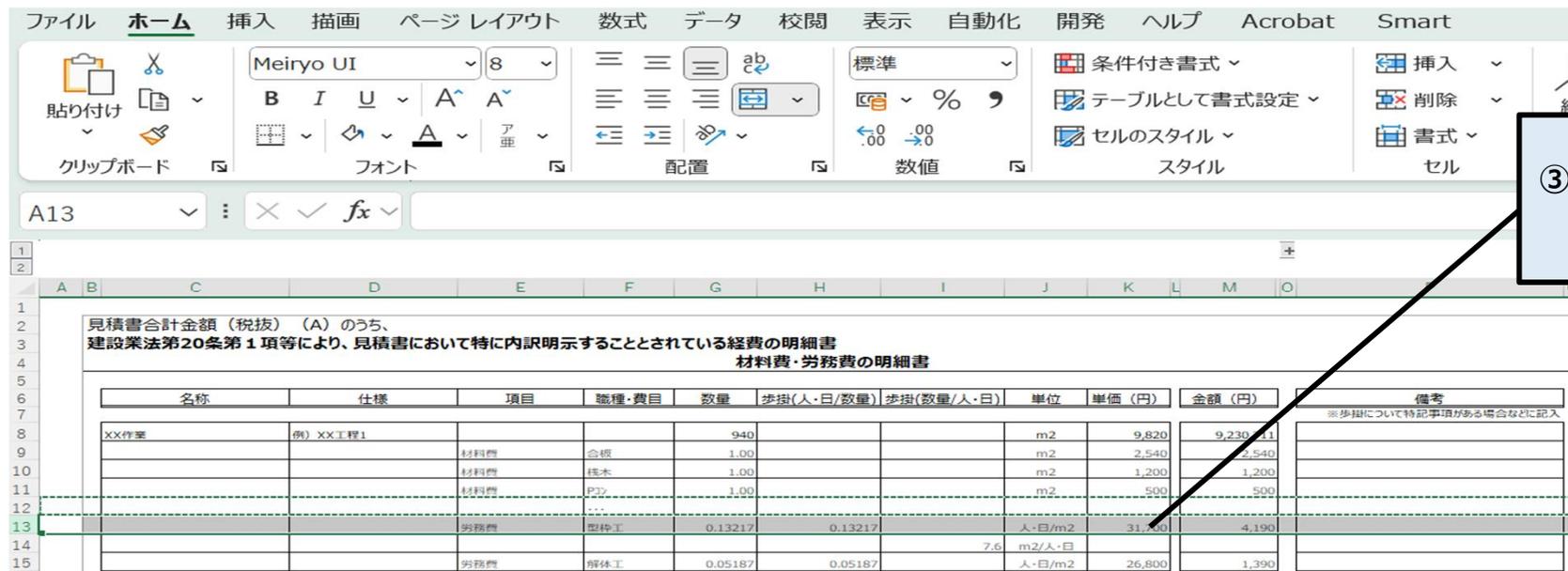
① 数式があらかじめ入力されている行を右クリック

メニューの検索

- 切り取り(I)
- コピー(C)
- 貼り付けのオプション:
 - 形式を選択して貼り付け(S)...
 - 挿入(I)...
 - 削除(D)...
 - 数式と値のクリア(N)
- クイック分析(Q)

② コピーをクリック

(参考)数式を反映する方法(2/2)



留意事項

留意事項（1/3）

1. 内訳明示を求める見積書の段階に関する事項

本「ガイド」で解説している、労務費等を内訳明示した見積書は、契約締結のための精算見積段階(契約締結の前提となる設計図書等が整った段階)における価格交渉において活用していただくことを想定しています。

労務費の内訳明示をするために必要となる設計の精度が十分でない場合の概算での見積書など、労務費の内訳明示の精度が確保されず、適正な水準の労務費確保に直結しないと判断される段階においてまで全て労務費を内訳明示しなければならないわけではありません。

2. 見積期間に関する事項

建設業法施行令第6条に即し、工事一件の予定価格（税込）に応じて、原則として以下の通りの見積期間を確保する必要があります。

工事一件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上

工事一件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上

工事一件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

なお、上記の期間を確保すれば十分というわけではなく、個々の工事の規模や状況に応じ、当事者間で適切な見積期間を確保するようにしてください。

留意事項（2/3）

3. 作成する媒体に関する事項

本「様式例」は、見積書作成支援ツールとして、単位・単価・数量などの必要項目を入力することで見積書が作成できるExcelファイルで提供されており、作成の利便性や、当初・最終見積書の比較容易性、データ蓄積の容易性などを鑑み、電子媒体で作成することを推奨します。

4. 見積書の保存に関する事項

新たなルール下においては、建設業者は、建設業法第20条に基づく建設工事の請負契約に際して労務費・必要経費等を内訳明示した見積書（「材料費等記載見積書」）を作成した場合は、その見積書と関係する契約締結前に作成した打合せ記録について、10年間保存する義務が課せられます。

その際、「当初見積書」（契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書）と、「最終見積書」（契約締結の前提となる見積書）の両方を保存してください。

5. 建設副産物の適正処理に要する費用に関する事項

元請負人及び下請負人は、建設副産物の適正処理の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を明確化し、見積書に明示することが望まれます。

建設副産物の処理等に要する経費について、契約締結後の状況により予期せぬ変更が生じた場合にも、元請負人と下請負人と協議の上、適切に変更契約を行い請負代金に反映することが必要です。

6. 本「様式例」の仕様に関する事項

本「様式例」は、建設工事の請負契約に際して労務費・必要経費等を内訳明示した見積書を取り交わす商慣行の定着に向け、国土交通省が、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を作成する際に、総額によるものではなく、その中に含まれる労務費・必要経費等を内訳として明示するに当たって参考となるよう作成したものです。

従って、本「様式例」について、これを用いて見積書を作成しなかったからといって、直ちに建設業法違反となるわけではありませんが、労務費・必要経費等の内訳を明示した見積書の作成が建設業法上のルールとして努力義務となります。

一方で、個々の契約に際して、

- ① 労務費・必要経費等を内訳明示した見積書（「材料費等記載見積書」）について、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るような見積りや見積り変更を求めること、
- ② また、注文者において自己の取引上の地位を不当に利用し、又は、受注者において正当な理由なく、建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない請負代金の額による請負契約を締結することは建設業法違反とされています。

従って、これらの点にも留意し、請負契約において必要額が盛り込まれるようにするとともに、適正な見積り・契約等であることについて、許可行政庁等に対してしっかり説明できるようにしていただくことが重要です（建設業法第19条の3、第20条第2項、第6項）。

専門工事業団体の皆様へ

本「様式例」は、国が業種による見積り対象となる作業の違い等を捨象し、全ての専門工事業者に向けた必要最小限の「例」として位置づけ、提示するものです。

中小の下請業者や一人親方も含め、労務費等を内訳明示した適正な見積書を作成する商慣行を形成・定着するためには、各専門工事業団体において、各業種の特性に対応して、本様式例をカスタマイズした「標準見積書」として、各専門工事業界内で作成・周知・活用いただくことが重要です。

各団体における特定業種版「標準見積書」の作成に当たっては、以下のいずれかの方法が有効と考えられます。

- ① 本「様式例」や「書き方ガイド」を参考として、これまで作成してきた法定福利費・安全衛生経費を内訳明示するための「標準見積書」をアップデートする
- ② 本「様式例」や「書き方ガイド」を参考として、新たに「標準見積書」を作成する

いずれの場合も、本「様式例」（鑑別紙）のように、改正建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている、「材料費、労務費、法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金、安全衛生経費」の内訳明示が可能な様式として示していただきますようお願いいたします。

コミットメント条項

(請負代金内訳書及び工程表)

第四条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を発注者に、それぞれの写しを監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。

- 2 請負代金内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

[注] 「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。

(適正な労務費の確保等)

第四条の二 (A) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

- 2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
 - 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとする。
 - 三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。
 - イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。
 - ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。
 - ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。
 - ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに関する書面を提出すること。
- 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。
- 一 前項第一号の支払に関する書面
 - 二 前項第二号の支払に関する書面

三 前項第三号の契約を締結したことに係る書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号及び第三号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(適正な労務費の確保等)

第四条の二 (B) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

一 前項第一号の支払に関する書面

二 前項第二号の支払に関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

[注] 第四条の二は (A) 又は (B) を使用し、使用しない場合は削除する。

※条項は民間約款の場合（公共約款、元下約款にも同様の規定を創設）
第四条について下線部のとおり改正予定